

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和6年3月28日東経営第000200000270号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。</p> <p>(その他)</p> <p>4 東経企営第18-142号（平成30年11月30日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。</p>	<p>附 則（令和6年3月28日東経営第000200000270号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー1に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5に係るI P通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であつて、当社がその事実を確認できたときは、令和8年3月31日にサービスを終了することとします。 (その他)</p> <p>4 東経企営第18-142号（平成30年11月30日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。</p>
	<p>附 則（令和7年12月22日東経営第000200000733号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年12月23日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 東経営第000200000270号（令和6年3月28日）の附則第3項を以下に改めます。 「当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー1に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5に係るI P通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であつて、当社がその事実を確認できたときは、令和8年3月31日にサービスを終了することとします。」</p>